スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

最終更新日:令和3年3月23日

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	於更新日· 令和3年3月23日 証憑書類
世し番号	[原則1]組織運	(1) 組織運営に関する中長期	【審査基準(1) について】	(1)日本パラアイスホッケー
1	営等に関する基本 計画を策定し公表 すべきである	基本計画を策定し公表すること	「日本パラアイスホッケー協会中長期基本計画」という中長期基本計画を策定している。 【審査基準(2)について】 「日本パラアイスホッケー協会中長期基本計画」を当協会HPに掲載している。 【審査基準(3)について】 事務局全員で作成の上、理事会にかけ、意見を募っている。	協会中長期計画 2020年度第二回一般社団法 人日本パラアイスホッケー協 会理事会議事録
2	[原則1]組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する 人材の採用及び育成に関する計 画を策定し公表すること	【審査基準(1)について】 (1)「日本パラアイスホッケー協会中長期基本計画」に人事組織の章で記述している。 【審査基準(2)について】 「日本パラアイスホッケー協会中長期基本計画」を当協会HPに掲載している。 【審査基準(3)について】 事務局全員で作成の上、理事会にかけ、意見を募っている。	(1)日本パラアイスホッケー 協会中長期計画 2020年度第二回一般社団法 人日本パラアイスホッケー協 会理事会議事録
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	【審査基準(1)3)について】 「日本パラアイスホッケー協会中長期基本計画」に財務の章で記述している。 【審査基準(2)について】 「日本パラアイスホッケー協会中長期基本計画」を当協会HPに掲載している。 【審査基準(3)について】 事務局全員で作成の上、理事会にかけ、意見を募っている。	(1)日本パラアイスホッケー協会中長期計画 2020年度第二回一般社団法 人日本パラアイスホッケー協 会理事会議事録
4	[原則2] 適切な 組織運営を確保す るための役員等の 体制を整備すべき である。	ること	【審査基準(1)(2)について】 現在、役員は理事は5名(外部2名含む)・監事2名の計7名おりそのうち3名は女性で、40%確保済み。 理事に関しても、外部理事40%を確保済み。 外部理事の割合を25%以上、女性理事の割合を40%以上とすることについては日本パラアイスホッケー 組織規程第8条に記載済。	(1)役員名簿 (2) 日本パラアイスホッケー 協会組織規程 (3)日本パラアイスホッケー 協会中長期計画
5	[原則2] 適切な 組織運営を確保す るための役員等の 体制を整備すべき である。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	【審査基準(1)(2)について】 協会関係者は少なく、評議員会はないが、今後の検討課題とする。	
6	[原則2]適切な 組織運営を確保す るための役員等の 体制を整備すべき である。	図ること ③アスリート委員会を設置し、 その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	【審査基準(1)について】 アスリート委員会を新規に設置し、第1回アスリート委員会が2020年9月19日に開催された。 【審査基準(2)について】 アスリート委員会メンバーは現在男性4名であるが、積極的に活動しているアスリートは男性しかおらず、当競技の種目も一種目。出身地域ということではバランス良く選定されている。 【審査基準(3)について】 議事録を理事会に配布するなどして積極的にアスリート委員会の意見を組織運営に反映するようにする。	(1)日本パラアイスホッケー協会アスリート委員会規程 (2)アスリート委員会名簿 (3)第一回アスリート委員会 議事録
7	[原則2]適切な 組織運営を確保す るための役員等の 体制を整備すべき である。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	【審査基準(1)について】 理事会メンバー5名。理事5名は、一部上場企業役員である理事長他、業務執行理事、ドクター、アンチ・ドーピング専門家、代表選手と多様に亘っている。	(1)役員名簿 (2)日本パラアイスホッケー 協会中長期計画
8	[原則2] 適切な 組織運営を確保す るための役員等の 体制を整備すべき である。		【審査基準(1)について】 協会組織規程第8条にて、 理事の就任時年齢を65歳以下としている。	(1)日本パラアイスホッケー 協会組織規程第8条
9	[原則2] 適切な 組織運営を確保す るための役員等の 体制を整備すべき である。	仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超え	【審査基準(1)について】 定款、組織規程第11条に「原則5期(一期2年)を超えて在任してはならない」と明記している。 全理事ともに2016年2月の一般社団法人化以来の理事であることから2026年に予定されているミラノパラリンピック前後に計画的に交替することを図っていく。	(1)定款、日本パラアイス ホッケー協会組織規程第11 条 (2)役員名簿 (3)2020年度第二回一般社団 法人日本パラアイスホッケー 協会理事会議事録
10	[原則2] 適切な 組織運営を確保す るための役員等の 体制を整備すべき である。	し、構成員に有識者を配置する	【審査基準(1)について】 役員候補者委員会を設置することを組織規程第8条5に盛り込んだ。本年度中に適任者を選定し、同委 員会を設置する。	パラアイスホッケー協会組織 規程第8条 理事会議事録

スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
地し钳写	[原則3]組織運	(1)NF及びその役職員その他	【審査基準(1)について】	コンプライアンス規程
11	営等に必要な規程 を整備すべきであ る。	構成員が適用対象となる法令を 遵守するために必要な規程を整 備すること	役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するためにコンプライアンス規程を整備している。	
12	[原則3] 組織運 営等に必要な規程 を整備すべきであ る。	(2) その他組織運営に必要な 規程を整備すること ①法人の運営に関して必要とな る一般的な規程を整備している か	【審査基準(1)について】 組織運営に必要な規程として日本パラアイスホッケー協会組織規程ほか右記の規程を整備している。	日本パラアイスホッケー協会 組織規程 給与規程・会計処理規程・旅 費等に関する規程・コンプラ イアンス規程・倫理に関する ガイドライン・就業規則
13	[原則3] 組織運 営等に必要な規程 を整備すべきであ る。	(2) その他組織運営に必要な 規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整 備しているか	【審査基準(1)について】 その他法人業務に必要な規程として個人情報保護規程ほか右記の規程を整備している。	個人情報保護規程、危機管理 規程、危機管理マニュアル、 通報窓口に関する規定、
14	[原則3] 組織運 営等に必要な規程 を整備すべきであ る。	(2) その他組織運営に必要な 規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関す る規程を整備しているか	【審査基準(1)について】 法人の役職員の報酬等に関する規程としては、日本パラアイスホッケー協会組織規程第13条ほか右記の規程を整備している 2016年2月以前の任意団体時期には、理事を含む協会スタッフ全員がボランティアとして無報酬で協会運営にあたっており、法人格取得後もその流れをそのまま引き継ぎ、理事は現在も無報酬となっている。	日本パラアイスホッケー協会 組織規程 (第13条) 給与規程 就業規則 旅費等に関する規定(第5 章)
15	[原則3] 組織運 営等に必要な規程 を整備すべきであ る。	(2) その他組織運営に必要な 規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整 備しているか	【審査基準(1)について】 法人の財産に関する規程としては、寄付金取扱規程を整備している。 現在の財産は、流動資産しかないが、金銭と固定資産の取扱いにつき、会計処理規程に規定している。	寄付金取扱規程 会計処理規程(第4章、5 章)
16		(2) その他組織運営に必要な 規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規 程を整備しているか	【審査基準(1)について】 財政的基盤を整えるための規程として付随事業に関わる規程を整備している。	付随事業等に関する規程
17			代表選手選考規程を整備している。 【審査基準(2)について】 スポーツ仲裁規程および個人情報保護規程を整備している。 【審査基準(3)について】	代表選手選考規程 スポーツ仲裁規程 個人情報保護規程 クラブチームの登録に関する 規程 2020-2021シーズン強化事業 実施要綱 強化指定選手等選考規程
18	[原則3] 組織運 営等に必要な規程 を整備すべきであ る。		【審査基準(1)について】 独自の審判員制度を持たない団体には適用されないとご指摘頂いた(審判員は日本アイスホッケー連盟 の有資格者であり、JIHFの規程等に準拠する)	
19	営等に必要な規程	るなど、専門家に日常的に相談	現状では、日本財団パラリンピックサポートセンター(パラサポ)の支援により、法務相談を受けられ	コンプライアンス委員会名簿 協会組織図
20		(1) コンプライアンス委員会 を設置し運営すること	【審査基準(1)(2)(3)について】日本パラアイスホッケー協会組織規程を整備し、コンプライアンス委員会を設置した。 2020年10月末に女性および弁護士を含む委員を選定し、第一回委員会を開催した。 詳細な運用を含むコンプライアンス委員会規程を本年度中に作成予定。	日本パラアイスホッケー協会 組織規程 コンプライアンス委員会名簿 2020年第一回コンプライア ンス委員会議事録
21	ライアンス委員会	(2) コンプライアンス委員会 の構成員に弁護士、公認会計 士、学識経験者等の有識者を配 置すること	【審査基準(1)について】 同上	同上
22	[原則5] コンプ ライアンス強化の ための教育を実施 すべきである		【審査基準(1)について】 2020年11月以降に、JPCが主催するインテグリティ研修会(オンデマンド)を受講、補完研修を2021年 2月に実施済み。	令和2年度JPCインテグリ ティ研修会 実施要項
23		(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	【審査基準(1)について】 同上	同上

スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

1987年 エノノ 1982年 エノノ 1982年 1982年 1982年 1982年 1982年 1982年 1982年	審査項目	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	通し番号				HILLON III AN
25	24	ライアンス強化の ための教育を実施	• • • • • • • • •	MMA 立跡 27 日刊 12 13 13 14 14 17 17 17 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	
26		会計等の体制を構	門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築する	務関係のアドバイスをいただけるよう依頼し、快諾済み。2021年2月には合宿中に同弁護士を講師としてコンプライアンス研修を実施している。 税務・会計に関しては、顧問会計士を採用して日常的にサポートを受ける体制を構築済みであり、会計	ホッケー協会組織図
27		会計等の体制を構	に行い、公正な会計原則を遵守	会計処理規程を整備し、四半期ごとに監事が会計帳簿を確認している。	役員名簿
28	27	会計等の体制を構	し、適正な使用のために求めら れる法令、ガイドライン等を遵		
	40	情報開示を行うべ			2019 (平成31) 年度決算書 2019年度事業報告書
19	00	情報開示を行うべ	情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選		代表選手選考規程
Se		情報開示を行うべ	情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状 況に関する情報等を開示するこ	2020年度が適合性審査対象団体に指定されているため、審査終了次第、HPにて審査結果などの情報開	自己説明公表様式
32 図を遊切に空程す		反を適切に管理す	の関連当事者とNFとの間に生 じ得る利益相反を適切に管理す	会計処理規程を整備、協会組織規程第14条に理事の利益相反取引につき規程している。 【審査基準(2)について】	組織図、会計処理規程 協会組織規程、
選載等に対している。 「国際的」 通報制	22	反を適切に管理す			利益相反ポリシー
34 25 25 25 25 25 25 25 2		度を構築すべきで	(1) 通報制度を設けること	通報窓口に関する規程を整備し、関係者に配付している。 【審査基準(5)について】	通報窓口に関する規程
35 度を構築すべきである 為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を定め、周知すること 処分規程を制定し、関係者に配布している。 36 度に開到10] 懲罰制度を構築すべきである。 (2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有することを表していては、コンプライアンス委員会が中立かつ公平に審査し理事会に答申する(処分規程)。協会組織規程第23条にコンプライアンス委員会の構成を記載した。 収分規程日本パラアイスホッケー協会組織規程第23条にコンプライアンス委員会の構成を記載した。 37 振導者等との間のおか争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。 (1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ中裁規程を整備している。 スポーツ仲裁規程を整備している。 18 直接等の間のおからである。 (2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知することを処分対象者に通知することを処分対象者に通知することを処分対象者に通知すること 【審査基準(1)について】スポーツ仲裁規程を整備し、関係者に配付している。 38 お今の迅速かつ適正な解決に取り組ますること (2) スポーツ仲裁規程を整備し、関係者に配付している。		度を構築すべきで	弁護士、公認会計士、学識経験 者等の有識者を中心に整備する		通報窓口に関する規程
36 皮を構築すべきである 立性及び専門性を有すること 処分の審査については、コンプライアンス委員会が中立かつ公平に審査し理事会に答申する(処分規程)。協会組織規程第23条にコンプライアンス委員会の構成を記載した。 日本パラアイスホッケー協会組織規程第23条コンプライアンス委員会名の構成を記載した。 37 [原則11] 選手、指導者等との間の設定な解決に取り組むべきである。 (1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁規程を整備している。 スポーツ仲裁規程を整備している。 18 (2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知することを処分対象者に通知することを処分対象者に通知することを処分対象者に通知すること 【審査基準(1)について】スポーツ仲裁規程を整備し、関係者に配付している。 スポーツ仲裁規程を整備し、関係者に配付している。	2 -	度を構築すべきで	為、処分対象者、処分の内容及 び処分に至るまでの 手続を定		処分規程
37 指導者等との間の 紛争の迅速かつ適 正な解決に取り組 むべきである。 ついて、公益財団法人日本ス ポーツ仲裁機構によるスポーツ 仲裁を利用できるよう自動応諾 条項を定めること スポーツ仲裁を整備している。 処分規程 [原則11] 選手、 指導者等との間の 紛争の迅速かつ適 正な解決に取り組 (2) スポーツ仲裁の利用が可 能であることを処分対象者に通 知すること 【審査基準(1)について】 スポーツ仲裁規程を整備し、関係者に配付している。 スポーツ仲裁規程		度を構築すべきで	立性及び専門性を有すること	処分の審査については、コンプライアンス委員会が中立かつ公平に審査し理事会に答申する(処分規	日本パラアイスホッケー協会
38 指導者等との間の 紛争の迅速かつ適 正な解決に取り組 能であることを処分対象者に通 スポーツ仲裁規程を整備し、関係者に配付している。	37	指導者等との間の 紛争の迅速かつ適 正な解決に取り組	ついて、公益財団法人日本ス ポーツ仲裁機構によるスポーツ 仲裁を利用できるよう自動応諾		
$\begin{bmatrix} v < \delta c \delta \delta & \\ & & \end{bmatrix}$	38	指導者等との間の 紛争の迅速かつ適	能であることを処分対象者に通		スポーツ仲裁規程

(様式5)

スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目	原則	審査項目	スコート〜中央税技団体内のク週市任备宜、日口説明・公司	証憑書類
39			【審査基準(1)について】 危機管理規程を整備し、危機管理体制を構築している。 【審査基準(2)について】 危機管理マニュアルを整備している。 【審査基準(3)について】 危機管理マニュアルで一連の流れを策定している。 【審査基準(4)について】 危機管理マニュアルにおいて緊急対策本部あるいは第三者委員会の設置を定めている。	危機管理規程 危機管理マニュアル
40			【審査基準(1)について】 危機管理規程および危機管理マニュアルで構築しているが、現時点までに不祥事の発生は無し。	危機管理規程 危機管理マニュアル
41			【審査基準(1)について】 危機管理マニュアルで第三者委員会の設置を提言しているが、現時点までに不祥事の発生は無し。	危機管理マニュアル (第6条)
42	ナンスの確保、コ ンプライアンスの	地方組織等との間の権限関係を 明確にするとともに、地方組織 等の組織運営及び業務執行につ いて適切な指導、助言及び支援	【審査基準(1)(2)(3)について】 現時点で地方組織は無く、当該審査項目を自らに適用することが合理的でないと考える。 地方組織はないが、協会下部組織としてのクラブチームに関しては、その登録に関する規程を整備し、 スポーツ庁やJPCからの情報を共有し、感染症対策などを指導している。	クラブチームの登録に関する 規程 感染症対策および緊急事態宣 言解除後の活動再開時指導
43	織等に対するガバ	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと		感染症対策および緊急事態宣 言解除後の活動再開時指導